

令和6年度
優良PTA表彰について

被表彰団体一覧

【表彰概要】

国の「優良PTA文部科学大臣表彰要項」、県の「優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱」に基づき、川崎市PTA連絡協議会及び各区PTA協議会から市内のPTAを推薦いただき、国・県へ推薦いたしました。

その結果、PTAの健全な育成、発展に資することを目的に、組織、運営、活動の面から優秀な実績を上げているPTAとして、次のとおり被表彰団体の決定がありました。

1 文部科学大臣表彰

(県内9団体のうち、川崎市1団体)

団体名	現校長
川崎市立玉川小学校PTA（父母と教職員の会）	辰口 直美

表彰式 令和7年2月28日（金） 文部科学省東館

2 神奈川県教育委員会表彰

(県内36団体のうち、川崎市3団体)

団体名	現校長
川崎市立東門前小学校PTA	今野 忠
川崎市立さくら小学校PTA	治田 直美
川崎市立南生田小学校PTA	羽深 東

表彰式 令和6年9月10日（火） 神奈川県庁

(参考) 公益社団法人日本PTA全国協議会表彰

団体名	現校長
川崎市立川崎小学校PTA	山川 佳美

表彰式 令和6年11月15日（金） ホテルニューオータニ

被表彰団体功績

【文部科学大臣表彰】

1 川崎市立玉川小学校PTA（父母と教職員の会）

コロナ禍で希薄となった地域とのつながりを取り戻すべく、PTAから地域行事に出向くことを重視し、地域の町内会・自治会、商店街や子ども会等と協議し、地域の祭りにおける模擬店（射的）の出店や、町内会のグラウンドゴルフの団体を招いたスポーツ体験会の主催等、多世代交流や多くの子どもがスポーツを体験する機会を創出した点などが評価された。

【神奈川県教育委員会表彰】

1 川崎市立東門前小学校PTA

大師中学校区（大師中、殿町小、東門前小、大師小）で連携し開催している「教育を語るつどい」では、各校の教職員や児童生徒とその家族、地域の方に幅広く参加を呼びかけ、「スマホ社会におけるボードゲームの価値」をテーマに講師を招いて講演会を行った。また、ボードゲームの体験の場等の遊びを通してコミュニケーション能力を養い、人と人との心をつなぐ大切さを改めて実感できる機会を創出した点などが評価された。

2 川崎市立さくら小学校PTA

校内への「PTAご意見箱」の設置や、電子メールやSNSの活用により、常時、会員が意見や要望を伝えることができる仕組みを整えることで、保護者の声やニーズを大切にした運営を心掛けている。また、令和5年度には「PTA活動アンケート調査」を実施し、改善点などの意見を集め、オンラインでの役員会開催などによるDX化をはじめとする活動の見直しを図った点などが評価された。

3 川崎市立南生田小学校PTA

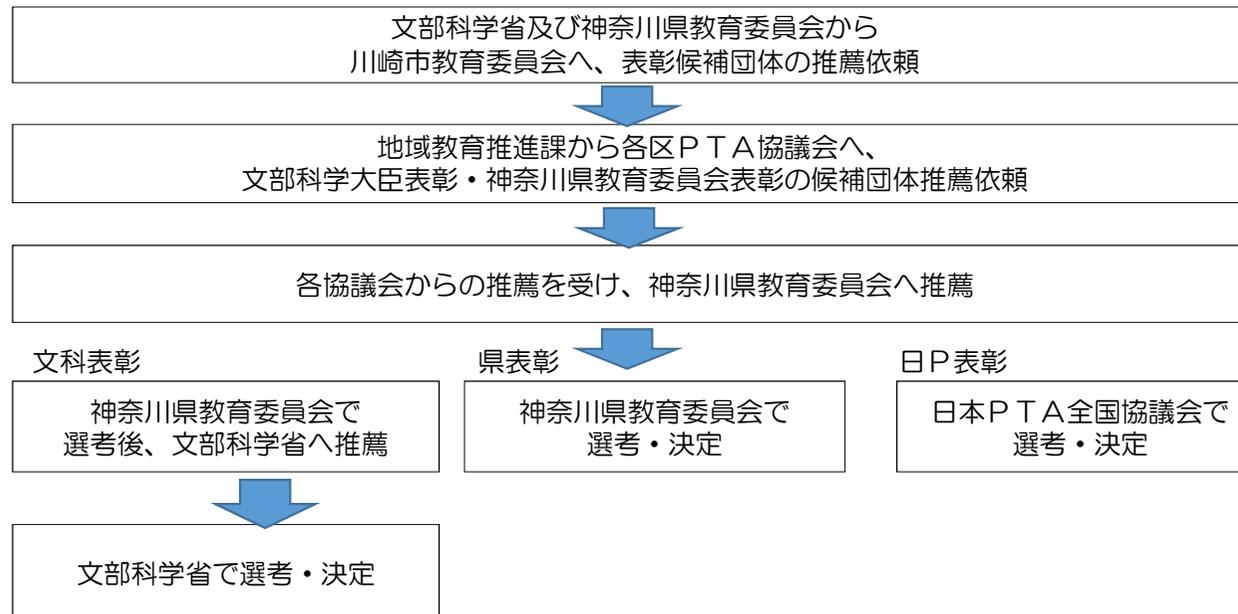
毎年、通学路の安全・安心に向けてアンケートを行い、気がついた点・危険だと思った点などを収集し、「安全・安心マップ」としてホームページにて公開している。また、見守りボランティアの方々に取材を行い、PTA広報誌「ナントビー」を通して、地域として見守ることの想いや経緯、エピソード等を保護者や子どもたちに伝えた点などが評価された。

(参考) 各表彰の主な流れ

優良PTA表彰

【目的】PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成発展に資することを目的とする。

【経緯】毎年度の推薦依頼に基づき、昭和46年度から各表彰に団体の推薦を行っており、本年に至るまで毎年多くの学校が表彰されている。



年度別優良PTA受賞団体一覧（行政区別、令和元年度以降の抜粋）

（県）：神奈川県教育委員会表彰　（文）：文部科学大臣表彰　（P）：日本PTA会長表彰

年度 (S・H・R)	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
R 1	向小（県） 宮前小（文）	御幸中（県） 古市場小（文）	新城小（県）		南野川小（県）	生田小（県） 東生田小（P）	岡上小（P）
R 2	殿町小（県） 向小（P）	下河原小（県） 下平間小（P）		久末小（県）	平小（県） 南野川小（文）	下布田小（文） 東菅小（県）	
R 3		下河原小（P）	今井中（県）	久末小（文） 東高津小（県）	犬蔵小（県）	東菅小（文） 南生田中（県）	
R 4			新城小（文）	西高津中（県）		生田小（文） 菅中（県）	
R 5	殿町小（文）			高津小（県） 東高津小（P）	宮崎台小（県）	登戸小（県） 南生田中（文）	
R 6	東門前小（県） さくら小（県） 川崎小（P）		玉川小（文）			南生田小（県）	

※令和4年度については日本PTA全国協議会会長表彰の該当なし

川崎市教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公印省略)

令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰について（依頼）

日頃より、本県の生涯学習・社会教育行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和6年1月15日付け事務連絡で推薦準備の依頼をしているところですが、令和6年3月27日付け5文科教第1923号により、文部科学省総合教育政策局長から通知がありましたので、改めて依頼させていただきます。

つきましては、貴市（貴団体）において、別添の「優良PTA文部科学大臣表彰推薦要綱」により、被表彰候補団体を選考のうえ、該当PTA団体がございましたら、関係書類を添えて御推薦くださるようお願いいたします。

なお、推薦がない場合もその旨、御連絡くださるようお願いいたします。

1 提出書類

- (1) 推薦書（別紙様式、別紙1）
- (2) 被表彰候補団体調査票（別紙2）
- (3) 被表彰候補団体の規約または会則
- (4) 被表彰候補団体の令和5年度事業報告書及び決算報告書（簡潔な資料）

2 提出方法

- ・全ての提出書類は、**電子データでの送付をお願いします。**
別紙様式、別紙1、別紙2は電子データ（Word・Excel のまま）での御提出をお願いします。

3 提出先

神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課社会教育グループ
電子メール syakyou@pref.kanagawa.lg.jp

4 提出期限 <厳守でお願いします>

令和6年4月24日（水）

5 その他

- 調査票の記入(入力)にあたっては、記入要領をお読みいただき、記入例を参考にお願いします。
- 後日、県選考委員会で国への推薦順が上位2団体についてのみ、【優良事例】ポンチ絵(パワーポイントデータでの提出)の御提出を依頼します。
該当推薦団体には、選考委員会後に連絡いたします。

問合せ先

教育局生涯学習部生涯学習課

社会教育グループ 多々納

電 話 (045)210-8347(直通)

電子メール syakyou@pref.kanagawa.lg.jp



事務連絡
令和6年3月27日

各都道府県教育委員会
優良PTA文部科学大臣表彰担当 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰について

日頃より大変お世話になっております。

令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰の推薦にあたり、表彰要項及び下記を御覧いただき、期限内に必要な書類を御提出くださるようお願い申し上げます。

記

1 提出について

- (1) 提出期限： 令和6年5月31日（金） 必着
- (2) 提出書類： ・別紙様式
 - ・別紙1
 - ・別紙2（被表彰候補団体につき1部）
 - －被表彰候補団体の規約・会則
 - －被表彰候補団体の令和5年度事業報告書（簡潔な資料）
 - －被表彰候補団体の令和5年度決算報告書（簡潔な資料）
- (3) 提出方法： 下記メールアドレス宛に提出書類のデータを添付の上、ご送付ください。
- (4) 提出先： 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室家庭教育振興係 宛
Email : pykyosai@mext.go.jp

2 選考・推薦にあたっての留意事項

- (1) 都道府県教育委員会における選考の際は、PTA活動に関する知見を持つ外部の学識経験者等、多様な者を含めた選考委員会の設置、もしくは、これに代わる既存の組織等に諮るなどの措置を講じ、適切な選考過程を経てください。
- (2) 他の模範となる、又は特徴的な取組をしている等の選考理由を別紙1に明確かつ簡潔に記入してください。
- (3) 調査票の記入にあたっては、子供の育ちを巡る環境の変化や社会的背景等を踏まえ、PTAに対する社会的ニーズに対応するような組織運営上の工夫や活動等をしている場合は具体的に記入してください。（例：時代や環境の変化に伴う働き方・暮らし方の多様化を考慮した



工夫（共働き家庭への配慮、合理的配慮への取組、活動や運営への参画方法の多様化、男女共同参画への取組 等）、保護者や教師の負担軽減のための工夫（活動の見直し、会費集金方法等事務の見直し、外部人材活用、アウトソーシング、デジタル技術活用 等）

- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響による推薦に関しては、Q&Aに記載しておりますので、必ず御確認ください。
- (5) チェックリストを活用し、必要な事項の記入漏れや、提出書類の漏れがないようにしてください。

3 表彰式日程（予定）

表彰式については、以下の各PTA全国大会ならびに年次表彰式の場にて執り行う予定であります。

(1) 国公立幼稚園・認定こども園PTA

第62回全国国公立幼稚園・こども園PTA 全国大会 大分大会

日時：令和6年8月2日（金）、令和6年8月3日（土）

※表彰式は大会2日目の令和6年8月3日（土）を予定

会場：ホテルマリパレスさぬき（香川県高松市）

主催：全国国公立幼稚園・こども園PTA 連絡協議会

(2) 高等学校，中等教育学校PTA

第73回全国高等学校PTA 連合会大会 茨城大会

日時：令和6年8月22日（木）、令和6年8月23日（金）

※表彰式は大会2日目の令和6年8月23日（金）を予定

会場：アダストリアみとアリーナ（茨城県水戸市）

主催：一般社団法人全国高等学校PTA 連合会

(3) 小学校，中学校，義務教育学校，特別支援学校，私立幼稚園・認定こども園PTA 等

日本PTA全国協議会 年次表彰式

日時：令和6年11月15日（金）

会場：ホテルニューオータニ（東京都千代田区）

主催：公益社団法人日本PTA 全国協議会

<本件担当>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室
家庭教育振興係

TEL : 03-5253-4111[内線 : 3467]

Email : pykyosai@mext.go.jp

優良PTA文部科学大臣表彰要項

平成13年5月7日
文部科学大臣決定
令和6年3月27日
一部改正

1 趣旨

PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的とする。

2 表彰基準

組織・運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
- イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
- ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

(2) 活動

- ア 「コミュニティ・スクールへの参画」や地域住民等と協働して行う学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動（文部科学省が実施している補助事業によって実施する活動かどうかは問わない。）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

3 被表彰候補団体の選考及び推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会は、上記表彰基準に従い、各都道府県内のPTAのうち優良と認められるPTAを原則として3団体以内（ただし、指定都市を含む道府県にあっては1市あたり2団体以内、特別区を含む東京都にあっては5団体以内の推薦分をこれに加えることができる。）を選考し（選考にあたっては、幼稚園、認定こども園、高等学校、特別支援学校のPTAのうち、必ず1団体は含むこととする。）、別紙様式により文部科学大臣あてに推薦すること。
- (2) 選考にあたっては、各都道府県内の校種別校数や設置者別校数等の状況等を考慮すること。
- (3) 被表彰候補団体の選考に当たっては、都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。

4 被表彰団体の選考

文部科学省に優良PTA審査委員会を設け、都道府県教育委員会から推薦されたPTAについて書類審査により選考する。

5 その他

被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

川崎市教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和6年度優良PTA神奈川県教育委員会表彰について（依頼）

日頃より、本県の生涯学習・社会教育行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記表彰について、別添「優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱」に基づき実施いたします。

ついでには、貴市において、表彰要綱の推薦基準に沿って、優良な実績を上げていると認められるPTA団体がありましたら、関係書類を添えて御推薦くださるようお願いいたします。

なお、推薦が無い場合もその旨、御連絡くださるようお願いいたします。

また、表彰候補PTA調査票（別紙様式2、3）は、前年度の様式から一部変更しておりますので、御留意ください。

1 提出書類

- ・表彰候補PTA推薦書（別紙様式1）
 - ・表彰候補PTA調査票（別紙様式2、3）
 - ・関係書類 各1部
 - (1)団体の規約
 - (2)令和5年度事業報告書及び決算報告書
- ※A4版（片面又は両面）で御提出ください。

2 提出方法

- ・推薦書（別紙様式1）、調査票（別紙様式2、3）は電子データ（Word・Excelのまま）での御提出をお願いします。
- ・関係書類の提出は、電子データでも紙媒体でも構いません。紙媒体の場合は郵送（又は通送）で御提出ください。

3 提出期限

令和6年5月8日（水）＜厳守＞

4 提出先

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課社会教育グループ

電子メール： syakyou@pref.kanagawa.lg.jp

問合せ先

教育局生涯学習部生涯学習課

社会教育グループ 多々納、奈良橋、澤

電 話 (045)210-8347 (直通)

電子メール syakyou@pref.kanagawa.lg.jp

優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県教育委員会表彰規則（昭和24年神奈川県教育委員会規則第12号）第6条の規定に基づき、PTA本来の目的及び性格に照らし、優良な実績を上げているPTAの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

第2条 組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1) 組織・運営

- ア 適切な組織が構成され、参加しやすい環境づくりや効果的な運営が行われていること。
- イ 会員それぞれの状況等に配慮しながら、幅広く意見聴取を行うなど会員の総意を十分反映した運営が行われていること。
- ウ 保護者と教職員との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算・経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開及び活動に関する活発な広報が行われていること。

(2) 活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」（学校支援活動、放課後や休業日等における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等と協働して行う諸活動。文部科学省が実施している補助事業によって実施する活動かどうかは問わない。）が活発に行われていること。
- イ 学校教育、家庭教育、社会教育に関する学習活動その他の会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するPTAは表彰の候補者となることができない。

- (1) 表彰の期日において発足した日から3年を経過していないPTA。
- (2) 同年度の優良PTA文部科学大臣表彰に推薦されるPTA。

(推薦)

第3条 神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、別表の左欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げるPTAの表彰候補PTAの推薦を求めることができる。

2 前項の推薦は、優良PTA神奈川県教育委員会表彰表彰候補PTA推薦書（別紙様式1）に、表彰候補PTA調査票（別紙様式2及び別紙様式3）及び関係書類を添えて提出させるものとする。

(自薦)

第4条 別表の右欄に該当しない公立学校のPTAについては自薦を認める。

2 前項の自薦における提出書類については、前条第2項を準用する。

(被表彰PTAの選考)

第5条 教育長は、前条により推薦されたPTA及び第4条の自薦によるPTAの中から表彰を行うPTAを決定する。

2 被表彰PTAの決定に当たっては、優良PTA表彰候補団体選考委員会の意見を徴するものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 前項の場合において、記念品を贈ることができる。

(選考・決定の取消)

第7条 被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 1 この要綱は、平成14年4月9日から施行する。

2 優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱（平成7年6月27日制定）は、廃止する。

附 則 1 この要綱は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成22年2月5日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成26年1月14日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成27年1月26日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成28年1月18日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成28年7月27日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成30年1月31日から施行する。

附 則 1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則 1 この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

附 則 1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

推薦者	推薦対象PTA
横浜市教育委員会教育長	横浜市立の小・中学校・高等学校及び義務教育学校のPTA
川崎市教育委員会教育長	川崎市立の小・中学校及び高等学校のPTA
相模原市教育委員会教育長	相模原市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び義務教育学校のPTA
横須賀市教育委員会教育長	横須賀市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び高等学校のPTA

神奈川県教育委員会教育局各教育事務所長	管轄区域内の公立の幼稚園・認定こども園・小・中学校のPTA
神奈川県立高等学校PTA連合会会長	左記の団体に所属する県立の高等学校及び中等教育学校のPTA
神奈川県特別支援学校知的障害教育校PTA連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校のPTA
神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校PTA連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校のPTA
神奈川県聾学校PTA連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校のPTA
神奈川県盲学校PTA連合会会長	左記の団体に所属する特別支援学校のPTA
横浜国立大学教育学部長	横浜国立大学教育学部附属小・中学校のPTA